

2021 年 12 月 16 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 阪本 洋三

### 団体交渉・事務折衝要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、今後の団体交渉（以下、団交）の進め方について次のように要求する。

貴法人は 10 月 25 日の団交において、本組合からの諸要求を項目ごとに分ち一覧にするので、交渉の優先順位を付けるよう求めた。本組合も、優先順位を付けることについては同意したものの、この進め方で貴法人がすべての要求に対し誠実に交渉するのかという点については疑問が残る。団交の場合でも、月 1 回・2 時間というペースでは、到底すべての交渉はできないのではないかとこの疑問を呈したが、それについては特に回答はなく、それどころか 11 月には団交が行われず、月 1 回のペースすら守られていない。

団交の開催回数やペースについては、現在は事務折衝で年間スケジュールを策定していないため、特に明確な取り決めのない状態であるが、第 1 次包括協定の団体交渉実施要領において、団交は申し入れから概ね 3 週間程度で開催することになっている。一方で、1 回の交渉は 2 時間程度、協議事項はその時間内で協議できる範囲となっているので、本組合からの要求が増えれば、それに対応すべく団交の回数を増やさなければならない。そうでなければ、申し入れから 3 週間程度という合意事項に違反することとなる。言うまでもないことであるが、書面回答のみでは交渉をしたことにはならない。

貴法人による 12 月 1 日付「要求事項整理表」では、本組合の要求事項が 182 項に細分されており、この「交渉優先順位」欄に順位を示せとのことであるが、ひとまず以下のような順位を提示する。

全体：1 位＝22～28・53～61、2 位＝42～45、3 位＝46、4 位＝112

文芸：1 位＝126、2 位＝130、3 位＝128、4 位＝30

包括：1 位＝133

各順位に対応する数字は A 欄の数字である。貴法人は 1 通の要求書をさらに項目ごとに細分しているが、関連する要求は一括して同順位とした。また、全体・文芸・包括と分けたのは、それぞれに機会を設けて交渉するためである。本組合が 1～182 位まですべての順位を付けることで、優先順位の低い要求事項については団交開催が遅れることに同意したと解釈されぬよう、このように交渉の種類ごとに区分し、かつ、高順位のものだけを示した次第である。ひとまず、12 月 20 日の団交でこれらの事項を協議し、積み残しがあれ

ば1月にも団交を開催せよ。また、今後すべての要求事項に対応するための団交スケジュールについても協議したいので、併せて事務折衝の開催も求める。

なお、今後、要求事項整理表のH（書面回答）欄に、貴法人の回答に対する本組合の見解・返答を加筆し返送する。これは団交の準備の一環であり、H欄への加筆を以て団交を開催したことにはならないことを申し添える。

回答は一週間以内とする。

以上